

議案第38号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成23年9月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務

に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

(2) 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）第15条の規定による介護休暇の承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号の業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与の特例）

第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
----	------

1	251,000円
2	279,000円
3	314,000円
4	358,000円
5	409,000円
6	477,000円
7	559,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外)

第8条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(1) 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条の2まで、第9条、第10条、第10条の3、第13条から第15条まで、第18条及び第21条の規定

(2) 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号。以下「上下水道局職員給与条例」という。)第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第 号)第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の2第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、

「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

- 3 特定任期付職員に対する上下水道局職員給与条例第2条第3項の規定の適用については、「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当及び天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第 号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。  
（天理市職員定数条例の一部改正）
- 2 天理市職員定数条例（昭和31年4月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「（一定の期間を定めて雇用されるものを除く。）」を削る。  
（天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
- 3 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例 号）第4条」を加える。  
（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 4 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「規定する短時間勤務職員」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第 号）第4条の規定により採用された職員」を加える。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第1項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第 号)第4条」を加える。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第19条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第1項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第 号)第4条」を加える。